

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定について

我が国においては、急速な人口減少局面を迎え将来の労働力不足が懸念されており、国民のニーズの多様化やグローバル化に対応するため、企業等における人材の多様性（ダイバーシティ）を確保することが不可欠な課題となっています。

一方、働く場面においては女性の力が十分に発揮できる社会環境が整っているとは言い難い状況を踏まえ、女性が個性と能力を職業生活において十分に発揮できる社会の実現を図るべく、『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律』（女性活躍推進法）が平成28年4月1日に施行されました。

同法では、国、地方公共団体、一般事業主のそれぞれの責務を定め、雇用している、又は雇用しようとする女性労働者に対する活躍の推進に関する取組みの実施について、常時雇用する労働者が301人以上の事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、公表及び職員への周知が義務化されています。

このため、同法の定めに基づいて、当法人でも女性の活躍に関する現況の把握、課題分析を実施したうえ、既に策定してある『次世代育成支援対策推進法』における一般事業主行動計画とは別に、新たに平成28年4月1日～平成30年3月31日の期間において、別紙のとおりを同法に基づく一般事業主行動計画を定め実施することになりました。

平成28年 4月 1日

社会福祉法人名張育成会
理事長 上村友則

行 動 計 画

社会福祉法人 名張育成会
理事長 上村 友則

1. 計画期間 平成28年4月1日～平成30年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：非正規職員から正規職員への転換制度の積極的運用

<対策>

- 平成28年4月1日～ ・非正規職員から正規職員への転換を、少なくとも2名以上、計画期間中に実施する。

目標2：育児・介護・配偶者の転勤等を理由とする退職者に対する再雇用の実施

<対策>

- 平成28年4月1日～ ・育児・介護・配偶者の転勤等を理由とする退職者に対して、復職意思の聞き取りを行い、積極的に雇用していく。

目標3：育児休業からの復職者を部下に持つ上司に対する適切なマネジメント・育成等に関する研修等

<対策>

- 平成28年4月1日～ ・育児休業からの復職者を部下に持つ上司に対する適切なマネジメント・育成等に関する研修等を実施する。